

試験問題 (解答時間 50 分) (100 点)

VI. 相続税法

問 1

次の文中の から に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。 (計14点)

- (1) 相続税の課税原因は、相続のほか と というケースがある。
- (2) は、亡くなった人の遺言による財産の移転をいい、遺言によって財産を取得した人を という。
- (3) 例えば「自分の財産の1/5をaさんに与える。」というように、遺産全体に対する割合を示して行う のことを、 という。
- (4) 例えば「〇〇市〇〇所在の土地〇〇㎡をaさんに与える。」というように、遺産のうち特定の目的物を指示して行う のことを、 という。
- (5) は、「自分が亡くなったら、この土地を〇〇に与える。」というように、人の死亡が条件となっている贈与のことをいい、贈与税ではなく相続税を課税することとしている。
- (6) 相続は、人の死亡によって開始する。遺言がない場合、法定相続人が共同相続によって遺産を取得するが、相続の放棄又は限定承認をする場合には、相続の開始を知った時から 以内に家庭裁判所へ申述しなければならない。
- (7) 相続税の申告は、原則として、相続の開始を知った日の翌日から 以内に行わなければならない。なお、遺産の分割協議が調わない場合（未分割）であっても、同様の期限となる。

- | | | | |
|---------|---------|---------|----------|
| 1. 遺贈者 | 2. 贈与者 | 3. 受遺者 | 4. 受贈者 |
| 5. 生前贈与 | 6. 死因贈与 | 7. 遺贈 | 8. 特定遺贈 |
| 9. 包括遺贈 | 10. 1年 | 11. 3ヵ月 | 12. 10ヵ月 |

問2

次の文章は、弔慰金等の取扱いについて述べています。文中の から に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(複数回使用可) (計12点)

- (1) 弔慰金等の支払を受けた遺族については原則として の課税関係が 。
- (2) 弔慰金等のうち実質的に に該当するものは、名義のいかんにかかわらず、全額相続税が課税される。
- (3) 実質基準により判定できない弔慰金等については、次の区分に応じて課税されない部分の金額を定めている。
- ① の死亡の場合…被相続人死亡当時の賞与以外の普通給与の36ヶ月分
- ② の死亡の場合…被相続人死亡当時の賞与以外の普通給与の

1. 退職手当金等	2. 生命保険金等	3. 生命保険契約に関する権利	
4. 発生する	5. 発生しない	6. 相続税	7. 贈与税
8. 相続税又は贈与税	9. 所得税	10. 本来の相続財産	11. 非業務上
12. 業務上	13. 3ヶ月分	14. 6ヶ月分	15. 12ヶ月分

問3

次の文章は、相続の承認について述べています。文中の から に当てはまるものを解答欄の選択肢の中から選びなさい。(計6点)

相続の承認には、被相続人の積極財産と消極財産のすべてを承継する と、被相続人の積極財産の範囲内で消極財産を承継する とがある。

の場合には、消極財産が積極財産を上回った場合にその超過部分は承継しなくてもよい。ただし、 が数人いるときは、 の全員が共同して家庭裁判所に に関する書類を提出する方法によって申述する必要がある。

1. 一次相続	2. 二次相続	3. 単純承認	4. 限定承認
5. 包括遺贈	6. 債権者	7. 債務者	8. 相続人
9. 被相続人	10. 納税義務者		

問4

次の資料に基づいて(1)から(3)の宅地に係る小規模宅地等の減額金額を計算過程を示して求め、 から に当てはまる数値を入力しなさい。

なお、小規模宅地等の減額の適用要件は、それぞれ満たしているものとする。 (計12点)

	〈面積〉	〈時価評価額〉
(1) 宅 地 (特定居住用宅地等)	400㎡	80,000千円
(2) 宅 地 (特定事業用宅地等)	340㎡	120,000千円
(3) 宅 地 (貸付事業用宅地等)	150㎡	160,000千円

	計 算 過 程	金額 (単位:千円)
(1)	$80,000 \text{千円} \times \frac{\text{A} \text{㎡}}{\text{ } \text{㎡}} \times \left(1 - \frac{\text{B}}{100}\right) = \text{ } \text{千円}$ (注) $\text{ } \text{㎡} \leq \text{ } \text{㎡}$	△ <input type="text" value="C"/>
(2)	$120,000 \text{千円} \times \frac{\text{ } \text{㎡}}{\text{ } \text{㎡}} \times \left(1 - \frac{\text{E}}{100}\right) = \text{ } \text{千円}$ (注) $\text{ } \text{㎡} \leq \text{D} \text{㎡}$	△ <input type="text" value="F"/>
(3)	$160,000 \text{千円} \times \frac{\text{ } \text{㎡}}{\text{ } \text{㎡}} \times \left(1 - \frac{\text{H}}{100}\right) = \text{ } \text{千円}$ (注) $\text{ } \text{㎡} \leq \text{G} \text{㎡}$	△ <input type="text" value="I"/>

問5

被相続人甲に係る債務及び葬式費用の状況は次のとおりである。次のうち債務控除できるものに○、できないものに×を選択しなさい。なお、(1)~(12)の費用は、すべて相続人（居住無制限納税義務者に該当する。）が負担したものであるとする。 (計12点)

- (1) 準確定申告にかかる所得税
- (2) 相続開始後に通知がきた住民税
- (3) 死亡の日までの医療費の未払額
- (4) 遺産分割のための弁護士費用
- (5) 団体信用生命保険契約により返済が免除される住宅ローン
- (6) 相続税の申告に伴う税理士報酬費用
- (7) 香典返しの費用
- (8) 墓地及び墓碑の購入費用、墓地の借入料
- (9) 葬式に際し支払ったお寺へのお布施
- (10) 初七日その他法会に要した費用
- (11) 遺体解剖費用
- (12) 遺体運搬費用

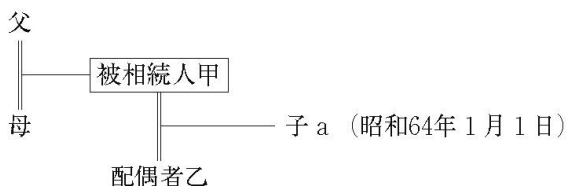
問6

下記の〈資料〉に基づいて被相続人甲に係る各相続人及び受遺者（以下「相続人等」という。）の納付すべき相続税額を、計算の過程を示して求め、**A** から **W** に当てはまる数値を入力しなさい。

なお、算出相続税額の按分割合は小数点以下4位まで求め、小数点以下3位の大きいものから順次切り上げ、小数点以下3位で調整できないときは、小数点以下4位で調整するものとする。 (計44点)

〈資料1〉

- (1) 以前から北海道S市に住所を有する被相続人甲は、令和5年7月21日に死亡した。
- (2) 被相続人甲の相続人等の状況は、次の図に示すとおりである。



(注) 相続人等は全員日本に住所を有している。

- (3) 被相続人甲の遺産等（財産の所在は、いずれも日本国内にある。）を取得した相続人等の相続税に係る純資産価額（相続又は遺贈により取得した財産の価額から債務及び葬式費用を控除した金額。）は、次のとおりである。

相続人等	純資産価額
配偶者乙	180,000,000円
子 a	120,000,000円
母	45,000,000円
合計	345,000,000円

- (4) 被相続人甲の生前に行われた贈与の状況は以下のとおりである。
 なお、各受贈者は相続時精算課税選択届出書を提出していないものとする。

① 母

令和3年5月に被相続人甲より現金8,000,000円、同年6月に父から現金2,000,000円の贈与を受け、令和3年分の贈与税として2,310,000円を納付している。

② 配偶者乙

令和5年2月に被相続人甲より上場株式4,000,000円（時価評価額）の贈与を受けている。

なお、相続開始時の時価評価額は、2,910,000円である。

- (5) 配偶者の税額軽減額は46,000千円として計算すること。

〈資料2〉

相続税の速算表

各法定相続人の 取得金額	税率 (%)	控除額	各法定相続人の 取得金額	税率 (%)	控除額
10,000千円以下	10	0千円	200,000千円以下	40	17,000千円
30,000千円以下	15	500千円	300,000千円以下	45	27,000千円
50,000千円以下	20	2,000千円	600,000千円以下	50	42,000千円
100,000千円以下	30	7,000千円	600,000千円超	55	72,000千円

<次ページへ続く>

<問6の続き>

1. 相続税の課税価格へ加算する贈与財産の計算				(単位:円)	
贈与年月	贈与年	計 算 過 程	金 額		
令和3年5月	母	現金	A		
令和5年2月	配偶者乙	上場株式	B		
2. 各相続人等の相続税の課税価格の計算				(単位:円)	
項目	相続人等	配偶者乙	子 a	母	合計
純資産価額			C		
生前贈与加算		D			
課税価格(千円未満切捨)		E		F	G
3. 相続税の総額の計算					
課税価格の合計額(単位:千円)		遺産に係る基礎控除額(単位:千円)		課税遺産総額(単位:千円)	
[]		H + I × [] 人 (法定相続人の数) = []		J	
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額(単位:千円)		相続税の総額の基となる税額(単位:円)	
[]	$\frac{1}{K}$	L		M	
合計 [N] 人	1			相続税の総額 (百円未満切捨)	O 円
4. 各人の納付税額の計算				(単位:円)	
項目	相続人等	配偶者乙	子 a	母	合計
相続税の総額					[]
按分割合		[]	[]	[]	[]
算出相続税額		P	[]	Q	[]
贈与税額控除額(暦年)				△ []	△ []
配偶者の税額軽減額		△ [R]			△ []
納付税額(百円未満切捨)		[]	S	[]	T
5. 税額控除等の計算				(単位:円)	
控除等の項目	対象者	計 算 過 程		金 額	
贈与税額控除額(暦年)	母	令和3年 [U] × $\frac{[]}{V + []} = []$		△ [W]	
	配偶者乙	令和5年 相続開始年分の被相続人からの贈与のため適用なし。			
配偶者の税額軽減額	配偶者乙	(計算省略)		△46,000,000	